

酪農・集落営農・WTO農業交渉に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、農林水産大臣に意見書を提出する。

平成18年12月20日

提出者 三朝町議会議員 平井満博

賛成者 三朝町議会議員 藤井克孝

賛成者 三朝町議会議員 吉田公博

賛成者 三朝町議会議員 杉原憲靖

賛成者 三朝町議会議員 知久馬 二三子

平成18年12月20日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

酪農・集落営農・WTO農業交渉に関する意見書

全国的に牛乳の需給が崩れている中で、北海道の1000トンの廃棄処分にみられるように、2006年4月からは全国的な牛乳の減産体制に取り組んでいる。今後もこの状況が続けば、酪農家、地域農業へ大きな打撃を与えることは必至である。

集落営農については、平成19年度から新経営所得安定対策が施行されるが、この対象農家は認定農業者や法人化集落営農であり、基本的には専業農家に特化するものであるため、小規模兼業農家が分断される可能性がある。

については集落営農を進める上で、地域独自の環境直接支払制度や所得補填制度の充実などの方策を求めるものである。

WTO農業交渉については、アメリカなど農産物輸出国は大幅な貿易自由化を求めている。アメリカは上限関税75%を要求し、実現すれば米価は60

キロ換算で5,000円、中国短粒種で6,000円程度での輸入となり、国内農業への打撃は必至である。

下記の事項について、強く要望します。

記

- ① 酪農家が安心して、生産できる体制の確立を図るため、牛乳の消費拡大に行政をあげて取り組むこと。
- ② 集落営農による地域農業の再建を行うため、地域独自の支援策を講ずること。
- ③ WTO（世界貿易機関）農業交渉では、日本政府が農業の多面的機能の発揮と食料主権、各国の農業の共存と食料自給率向上が可能な貿易ルールの確立に向けて確固たる姿勢で臨むよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成18年12月20日

鳥取県東伯郡三朝町議会